

第4検討部会 会議録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 第2回 第4検討部会 |
| 開催日時 | 平成19年8月8日(水)午後18時35分から21時00分 |
| 開催場所 | 川口市職員会館 会議室 |
| 出席者 | (部会長) 三宅副委員長 (委員) 碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、堀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員 |
| 会議内容 | ・自治基本条例への考え方(イメージ、期待、疑問) ・川口市の市政への考え方(イメージ、期待、疑問) |
| 会議資料 | なし |
| 発言内容 | <p>部会の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名人については、他の部会と同様に2名置き、順番は50音順とする。 ・選出母体(各種団体、議員、公募委員)にこだわらずに発言ができるよう、席は固定しないで本日は50音順とする。また、アルファベット順にするなど、席の入れ替えによって、互いのパーソナリティが早期に理解できるように配慮し、その後、席を固定することも考えていきたい。 ・複数のメンバーから、早期に策定委員会の検討方針を検討できるように、全体会または調整部会を予定より早くかつ頻繁に開催することを望む意見があるが、まずは部会で十分議論をすることとする。 ・そして、論点を整理しながら第4部会としての結論を出し、責任を持って運営調整部会に諮っていくものとする。 ・ただし、調整部会の開催の前倒しや予定よりも多く調整部会を開催する必要が生じた場合は、事務局は柔軟に対応することとし、部会等で変更後のスケジュールを事前に委員に伝えることとする。 <p>全体会の進め方への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のメンバーから、今後の諸計画は現段階では定まっておらず、変更は可能であることを事務局から明示してほしいという意見があった。 <p>自治基本条例への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法は、直接民主制を規定しているが、非常に使いにくい。自治基本条例では、市民の知る権利や市政への参加する権利などを保証していくことが重要であり、直接民主制と代表(間接)民主制の間で調整役 |

| | |
|--|---|
| | <p>になるものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を憲法とするためには、50人だけではなく、様々な人から意見を聴きながら、自治基本条例を市民参加のもとで策定していくことが必要である。 ・自治基本条例のイメージとしては、自助、共助、公助、すなわち自分にできること、地域にできること、行政にできることなどを明確にするものであると考えており、市民がどのような形でまちづくりに参加できるのか、参加することによってどのようなことが新しく変わるのか、行政がどのようなバックアップができるのか、ということが分かる条例にしたいと考えている。 ・自分たちの身の丈にあった条例を作ることにより、市民が小さいこと1つでも率先してやる気になるような、風通しのいい地域社会を実現したい。 ・自治基本条例には、行政や議会は市民の目線、市民本位で考えているのか、市民は最低限の責任と協働により、住みよいまちに向けた活動を行っているのかなどの観点から、市民・議会・行政などそれぞれの役割や責務を定めるものと考えられる。 ・そして、自治基本条例とは、本市のまちづくりの基本となるものであり、市民に分かり、市民のそばにあり、将来を見据えた、市民のための条例であると考えている。 ・地域が、市民が幸せになれるような条例を策定したいと考えている。 ・まちづくりは身近なところから始めるものである。そして、まちづくりに一番大切なのは人づくりである。 ・安全な社会の構築、安心して暮らせる環境の整備を目指して、市民と行政の距離が近くなるような条例にできればと思っている。 ・田んぼだらけの地区が短期間で市街地化するなど、行政の力は大きなものである。条例では、市民と議会、行政がどうやって向き合うかを示すことが必要だと考えている。 ・自分たちのことだけでなく、将来の人たちのことも考えているような条例にしたいと思っている。そして、未来に対しての責任を負う条例があることが誇りと思えるような、そんな条例を目指したい。 |
|--|---|

- ・条例の策定にあたっては、参加意識のある人だけが関わって、他の市民は無関心という事態は避けたい。どのようにして市民の気運を盛り上げていくかが課題だと思っている。
- ・市政に参加したい人には参加しやすくする条例、無関心な人には関心を持ってもらえるような条例、例えば、町会活動への参加を促進するといった条文を盛り込んでどうかと思っている。
- ・憲法とは空気のようなものではないかと感じている。普段はほとんど意識しないで生活しているが、ひとたび住民の権利が侵されるようなことがあれば、効力を発揮するものであり、自治基本条例にもそうしたことを期待している。
- ・法等で義務付けられていない自治基本条例の策定に市民が関与する意義は、議会や行政に不都合があるものでも作っていくという点にあると思う。また、自治基本条例は長期的な視点にたって作るべきであると思うが、この条例の制定によって、他の条例との関係や整合性を図ることなども必要になってくると思われる。
- ・条例は、少人数で作ってしまうと出来上がっただけで終わってしまう恐れがあり、より多くの人を巻き込めればいいものになると思っている。策定する過程、或いは制定したあとの様々な人たちの関わりが必要であると考えている。

川口市の市政への考え方

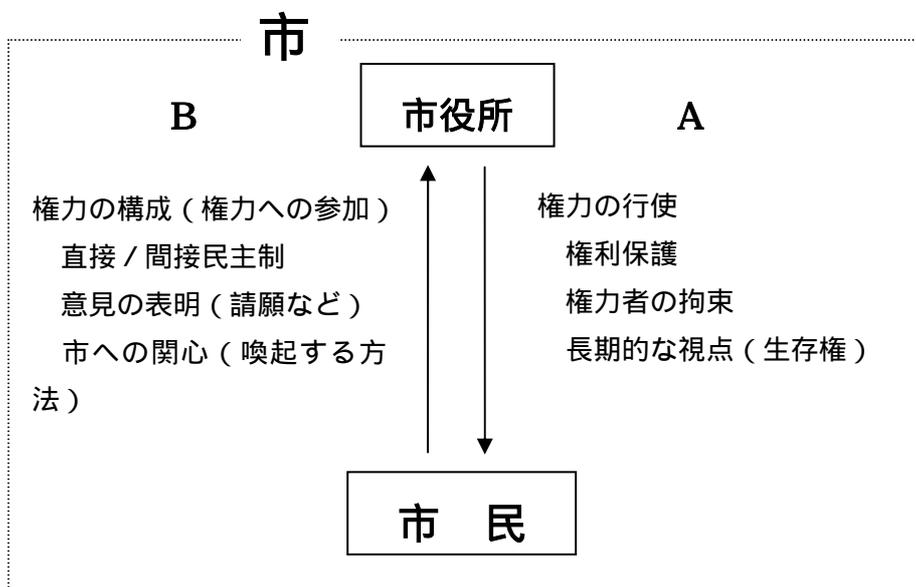
- ・市政への市民の参画が進んでいこうと感じてはいるが、自分自身は埼玉都民（川口都民）の意識があり、市政に関する明確な考えはない。
- ・市政については、市議会議員として深く参加している。市長、議会、行政は常に市民のほうを向いていると思っている。
- ・川口は、小さな村から「埼玉都民＝川口都民」の町に変容した街だと思っている。こうしたなかで、集合住宅などに住む「川口都民」には近所付き合いの必要性を感じていないなど、価値観の多様化が進展している。また、町会を経由して市から提供される情報は届いていないように感じている。さらに、川口の市街地に対するイメージは「乾燥したほこりっぽい」街といった印象がある。

- ・スキップ・シティは内外に誇れる存在であるが、新しい知識集約型企業の育成などの課題もある。市庁舎については、立派な市役所を建てるよりも電子市役所の強化と、支所・出張所における情報公開やまちづくり機能を高めることが川口の現場力を高めるものである。さらに、安行の緑の産業の強化や、老人が能動的に動ける、老人の「健康人化」「戦力化」対策が重要である。
- ・子育て支援の観点から、子どもが孤立し夜型傾向が低年齢化するなかで、川口市には児童館が3つしかないため、今後これらに対応していく必要があると思っている。
- ・鋳物や植木などの地場産業は衰退してきているが、こうした地域文化を大切にしていける必要がある。また、防災上の観点から、まちづくりは隣近所から進めていくべきであり、文化的で災害に強いまちづくりを目指していく必要があると考えている。
- ・市民として、行政からのサービスを受けること、主体的に市政に関わること（参画すること）の双方の矢印が交差した時に、川口市民としての満足度が高まるのではないかと考えている。
- ・マンションの販売チラシでは川口の売りを「都心へのアクセス」としていたが、これは駅に近い市街のことであり、郊外では大雨がふると道が雨水であふれるような地区もある。街が2極化しており、川口市が目指すべき方向性がどこにあるのかが疑問である。
- ・地域の将来のことを考えるならば、税収の範囲内でのサービス水準の確保といったことも考えていく必要があるのではないかと。
- ・新旧住民の交流の観点から、新住民やマンション住民を、旧来からの住民と融合させるための仕組みが必要であり、仕組みをもとに動く人をどう育てるかが重要であると考えている。

部会長の総括

- ・皆さんの意見を聞いていると、住民の参加、特に関心をもっていない人をどのように巻き込んでいくかということが共通の課題に挙げられており、最大の関心事項だと思われる。

・国の憲法の構造に当てはめるならば、自治基本条例は次のような構造を持っていると考えられる。



・皆さんの意見は、Bの に関するものが多く、特に「市への関心」に集中しているように感じた。 に関しては憲法や地方自治法に規定しているが、 に関しては何も定めがないのが現状である。どのようにして市民の「市への関心」を高めるか、それをどのように条例に盛り込んでいくのかが、今後の1つの論点になると思う。

次回部会のテーマ

・自治基本条例の先行例 (川崎市、大和市、札幌市、ニセコ町) を確認して、その感想や川口市の条例にはどのように置き換えられるかを議論する。

次回以降日程

・次回は9月12日18時30分から、次々回は9月26日18時30分から。